

浴槽水等検査のご案内

千葉県では、公衆浴場及び旅館ホテル等の入浴施設の衛生管理を「公衆浴場法施行条例」及び「旅館業法施行条例」で定めており、浴槽水等の水質は令和2年11月から右記の通りとなっています。また、行政検査として、浴槽水のレジオネラ属菌検査が行われており、その違反内容は千葉県のホームページで公開されています(表1)。

表1 衛生管理基準の主な違反内容(千葉県・令和2年10月)

- ☑ 浴槽水の残留塩素濃度が規定の範囲内でない。
- ☑ 集毛器の清掃が毎日行われていない。
- ☑ 循環ろ過器や配管に付着した生物膜の除去が1週間に1回以上行われていない。
- ☑ 循環ろ過器を設置する浴槽で、浴槽水が1週間に1回以上換水されていない。

浴槽水等はレジオネラ症の感染源となります。大規模な集団感染事例として、2002年に宮崎県日向市の日帰り温泉施設で295人感染(7人死亡)、2017年に広島県三原市の宿泊温泉施設で58人感染(1人死亡)等があり、感染事故は損害賠償の対象となり得ます。また、レジオネラ症の報告数は増加傾向にあり(図1)、運営管理は今後も注意を要します。

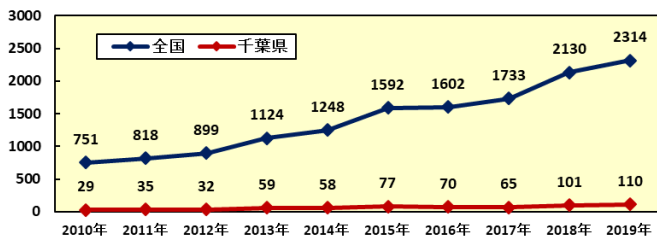


図1 レジオネラ症の報告数
(国立感染症研究所の感染症発生動向調査より引用)

当検査センターは、条例に基づく浴槽水等の水質検査及びレジオネラ属菌の迅速検査を実施しています。

お気軽にお問合せ下さい。

料金に関すること	業務部	TEL : 043-242-3833
検査に関すること	技術検査部	TEL : 043-242-5940

浴槽水等の水質基準

「公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則」(令和2年11月24日改正)
 「旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則」(令和2年11月24日改正)

<浴槽に使用する水及び湯の水質基準>

項目	基準
①色度	5度以下
②濁度	2度以下
③pH値	5.8以上 8.6以下
④有機物(全有機炭素量)または過マンガン酸カリウム消費量	3mg/L以下(有機物)または10mg/L以下(過マンガン酸カリウム消費量)
⑤大腸菌	検出されないこと
⑥レジオネラ属菌	検出されないこと(10CFU/100mL未満)

- ・水道水以外の水又は湯を浴槽に使用しているため、基準に適合することが困難な場合であって、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、①～④の基準の全部又はこれらの基準のいずれかの適用を除外することができる。
- ・浴槽に使用する水及び湯は、毎年1回以上の水質検査を行うものとする。
- ・浴槽水に使用する水及び湯とは、「原水」、「原湯」、「上がり用湯」、「上がり用水」などである。
- 「原水」…原湯の原料に用いる水、浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接入れる水
- 「原湯」…浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接入れる温水
- 「上がり用湯」…洗い場、シャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水
- 「上がり用水」…洗い場、シャワーに備え付けられた水栓から供給される水

<浴槽水の水質基準>

項目	基準
①濁度	5度以下
②有機物(全有機炭素量)または過マンガン酸カリウム消費量	8mg/L以下(有機物)または25mg/L以下(過マンガン酸カリウム消費量)
③大腸菌群	1個/mL以下
④レジオネラ属菌	検出されないこと(10CFU/100mL未満)

- ・水道水以外の水又は湯を浴槽に使用しているため、基準に適合することが困難な場合であって、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、①及び②の基準の両方又はいずれかの適用を除外することができる。
- ・毎日換水している浴槽水は、毎年1回以上の水質検査を行うものとする。
- ・毎日換水している浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているものは、毎年2回以上の水質検査を行うものとする。
- ・上記以外の浴槽水は、毎年4回以上の水質検査を行うものとする。

<検査料金>

浴槽に使用する水及び湯(6項目)	11,000円～13,200円	消費税込みの料金です。採水をご希望の場合は別途採水料金をいただきます。
浴槽水(4項目)	10,450円～12,650円	

< 認定・登録 >

ISO/IEC17025 認定取得機関	ASNITE0088Testing
JISQ9001・ISO9001 認証取得機関	JCQA-1365
JNLA 登録試験事業者	070236JP
水道法第20条の4第2項検査機関登録	厚労省登録第16号
簡易専用水道検査機関登録	厚労省登録第22号
食品衛生法に基づく検査機関登録	厚労省発関厚第0122004号
薬事法に基づく試験検査機関登録	厚労省登録第164号
作業環境測定登録機関	千葉労働局12-18号
計量証明事業登録機関(濃度)	千葉県第507号
計量証明事業登録機関(音圧レベル)	千葉県第566号
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)	千葉県第608号
特定計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)	千葉県特第003号
建築物飲料水水質検査業登録機関	千葉市29水第4号
水道 GLP 認定取得機関	JWWA-GLP132

< 各種検査の問い合わせ >

飲料水・環境検査	(千葉みなと)	Tel:043-242-5940
簡易専用水道検査	(千葉みなと)	Tel:043-203-1066
食品薬品検査	(土気)	Tel:043-205-8225
製品安全検査	(土気)	Tel:043-295-2017
ダイオキシン類検査	(土気)	Tel:043-295-7911

< 交 通 >

【本館/飲料水・環境検査/簡易専用水道検査】



〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目12番11号
 JR 千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩7分
 JR 京葉線千葉みなと駅から徒歩7分

【緑の森研究施設/食品薬品検査/製品安全検査】



〒267-0056 千葉市緑区大野台2丁目3番36
 JR 外房線土気駅よりタクシー10分
 お車の場合、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジ下車2分

浴槽水等検査のご案内



よりよい地球を未来へ



一般財団法人
 千葉県薬剤師会検査センター

<http://www.chiba-kensacenter.or.jp/>

Technical News No.2013